

名 称	建築なんでも相談
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市耐震改修推進協議会」と連携し、無料で耐震やリフォーム、欠陥住宅など建築に関する相談会を実施しています。お気軽にお越しのうえ、ご相談ください。

開催日	月 1 回程度実施 (毎回異なりますのでお問い合わせください)
会 場	市内各公民館、コミュニティセンター等 (毎回異なりますのでお問い合わせください)
費 用	無料
持ち物	建築確認申請の副本又は間取り図
主 催	茅ヶ崎市耐震改修推進協議会
申し込み	電話、ファクス等で事前にお申し込みください。
相談員	(1)茅ヶ崎市木造住宅耐震診断士 (神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎・寒川支部所属) (2)茅ヶ崎市建築指導課職員

## ●茅ヶ崎市耐震改修推進協議会について(愛称:茅ヶ崎たいあつぷ95推進協議会)

茅ヶ崎市では、建築物の耐震化を促進するため、官(行政)・産(事業者)・民(市民)の協働で推進協議会を立ち上げています。

建築物の耐震化促進について、安全、安心なまちづくりの確保を目的に官・産・民それぞれの立場から活動しています。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/index.html>

都市部 建築指導課  
TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377  
Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	熱損失防止(省エネ)改修住宅に伴う固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課(市役所本庁舎2階)

## ●概要

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅の固定資産税が3分の1減額されます(高齢者等居住改修特例と併用できます)。改修工事により、認定長期優良住宅となったものは3分の2減額されます(都市計画税は減額の対象にはなりません)。

- ・工事完了時期:平成20年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・減額期間:翌年のみ
- ・対象面積:120平方メートルまで

## ●要件(いずれにも該当)

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅で、平成20年4月1日から令和4年3月31日までに熱損失防止改修工事を施工した住宅(貸家住宅と新築住宅特例・長期優良住宅特例・耐震改修適合住宅特例の対象となっている住宅は除く)
- ②次の工事で、補助金などを除く1戸あたりの自己負担金が50万円を超えること(外気などと接するものの工事に限り、省エネ改修部がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること)
  - (1)窓の改修工事(必須事項)
  - (2)床の断熱改修工事
  - (3)天井の断熱改修工事
  - (4)壁の断熱改修工事
- ③改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
- ④居宅部分が全体の床面積の2分の1以上

## ●申告に伴う必要書類

- ①熱損失防止改修工事(省エネ改修工事)に関する固定資産税減額申告書
- ②納税義務者の住民票(写し)、もしくはマイナンバーカード
- ③その部位の改修により、現行の省エネ基準が新たに適合する住宅であることの証明書(建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関が証明書を発行)
- ④熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
- ⑤長期優良住宅認定通知書(写し)(改修により認定長期優良住宅となったもののみ)

## ●申告期限

- ・工事完了から3か月以内

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003737.html>

財務部 資産税課  
TEL:82-1111(内線 2261~2263)FAX:82-1164  
Mail:shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
担当部課	下水道河川部 下水道河川建設課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

公共下水道事業計画区域外の地域における既設単独処理浄化槽・汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換設置に補助金を交付します。

## ●対象となる合併処理浄化槽

- ・浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽
- ・BOD(生物化学的酸素要求量)除去率 90%以上、放流水の BOD が 1 リットルあたり 20 ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、国庫補助指針(平成 4 年 10 月 30 日付け厚生省通知衛浄第 34 号)に適合するものである浄化槽

## ●対象となる地域

市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域

## ●対象者

- ・浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出をした人
- ・補助対象地域内において専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物に 5 人槽から 10 人槽までの合併処理浄化槽を設置する人
- ・販売の目的で建築物を建築する者以外の人
- ・4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに合併処理浄化槽の設置を完了できる人

## ●補助金額

合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額で、次に定める額を限度とします。

- ・5 人槽の補助金額:332,000 円
- ・6 から 7 人槽の補助金額:414,000 円
- ・8 から 10 人槽の補助金額:548,000 円

申請が予算額満額に達した場合は、  
年度途中であっても補助を終了する  
場合があります。

ホームページ・お問い合わせ先

[https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi\\_gesuido/1006782/1006810.html](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/1006782/1006810.html)

下水道河川部 下水道河川建設課  
TEL:82-1111(内線 1381)FAX:89-2916  
Mail:gesuikensetsu@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	水洗化奨励金制度
担当部課	下水道河川部 下水道河川総務課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

公共下水道処理区域として告示後3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽の機能を停止して、それぞれ公共下水道に接続を行う者に対して、水洗化等奨励金を交付します。

## ●対象者

- ・処理区域内に所在する建築物の所有者若しくは使用者(改造について所有者の同意を得た場合に限る。)
- ・所有権に基づく共同住宅でその住宅の管理組合を組織している団体の代表者で居住の用に供する家屋において改造を行う者

※以下のいずれかに該当する者は、奨励金交付の対象とはなりません。

- ・当該工事について、茅ヶ崎市水洗化等資金融資あっせん及び利子補給に関する規則に基づき資金の借入れをしている者
- ・法人
- ・市税、公共下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を完納していない者
- ・所有権に基づく共同住宅でその住宅の管理組合を組織していない者
- ・正当な理由がなく、公共下水道処理区域として告示後3年以内に改造をしなかった者

## ●補助金額

くみ取り口1個又はし尿浄化槽1基につき 20,000 円とします。

(ただし、所有権に基づく共同住宅でその住宅の管理組合を組織している団体の代表者で居住の用に供する家屋においては、所有権に基づく住居1戸につき 20,000 円とする。)



ホームページ・お問い合わせ先

[https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi\\_gesuido/1034480.html](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/1034480.html)

下水道河川部 下水道河川総務課  
TEL:82-1111(内線 1365)FAX:89-2916  
Mail: gesuisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	水洗化等資金融資あっせん及び利子補給制度
担当部課	下水道河川部 下水道河川総務課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

改造資金を必要とする市民に対して、既設の便所を水洗式に改造等をし、公共下水道事業へ接続するための工事に必要な資金の貸付をあっせん、利子相当額の補給金を交付します。

## ●対象者

以下のすべてに該当する個人に限ります。

- ・処理区域内に所在する建築物の所有者又は使用者(改造について所有者の同意を得た場合に限る。)
- ・市内に住所を有し、独立の生計を営む者
- ・水洗化等資金を一時に支出することが困難であり、かつ返済能力があると認められること
- ・市税、公共下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を完納している者
- ・返済能力があると認められる連帯保証人が得られること

## ●補助金額

改造に要する費用として市長が認定する額とし、10,000 円単位とします。

あっせん限度額は、くみ取り口1個又はし尿浄化槽1基につき 300,000 円、対象者1人につき 1,000,000 円とします。

※ただし、認定額が 100,000 円未満の場合は、あっせんを行いません。

## ●償還方法

36 箇月均等償還

## ●融資利率・利子

- ・融資利率:取扱金融と協議して定めた率
- ・利子:無利子(返済された利子相当額を市が年度末に補給)

ホームページ・お問い合わせ先

[https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi\\_gesuido/1038252.html](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/1038252.html)

下水道河川部 下水道河川総務課  
 TEL:82-1111(内線 1365)FAX:89-2916  
 Mail:gesuisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	住宅改修費(介護予防住宅改修費)の支給
担当部課	福祉部 高齢福祉介護課(市役所本庁舎 1 階)

## ●概要

介護保険の給付サービスの対象となる工事で、手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの小規模な工事、その他各工事に付帯して必要となる工事に対して費用を支給します。

## ●対象者

- ・要介護・要支援認定を受けた茅ヶ崎市の介護保険被保険者の方。  
※介護保険の給付サービスを利用するためには、要介護・要支援の認定が必要です。

## ●支給金額

- ・費用の上限は 20 万円。そのうち利用者負担は 1 割、2 割または3割  
※改修工事前に市高齢福祉介護課へ事前申請が必要です。



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/riyosyafutan/1004189.html>

福祉部 高齢福祉介護課  
TEL:82-1111(内線 2132)FAX:82-1435  
Mail:koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	住宅改修費助成(日常生活用具)
担当部課	福祉部 障害福祉課(市役所分庁舎 2 階)

## ●概要

手すりの取付け、床段差の解消等、引き戸等への取替え、洋式便器等への便器の取替え工事(特殊便器への取替えは、上肢機能障害を有する方で 1、2級に該当する方のみ)、工事に付帯して必要となる住宅改修費用に対して助成します。

## ●対象者

・下肢、体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方であって、障害等級 3 級以上の方、障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病等の方。

※難病等の方につきましては、現在の身体状態を確認できる医師の診断書が必要となります。

※介護保険対象者は、助成の対象になりません。

## ●助成金

20 万円を限度として 1 人 1 回に限ります。自己負担額は 1 割となります。

※改修または購入後のご相談は受けられませんので、必ず事前に障害福祉課に相談してください。

※新築、増築、老朽化を理由とする改修の場合はこの制度の適用はありません。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html>

福祉部 障害福祉課  
TEL:82-1111(内線 3213~3216)FAX:82-5157  
Mail:shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	障害者自立促進用具購入費助成
担当部課	福祉部 障害福祉課(市役所分庁舎 2 階)

## ●概要

- ①天井走行式移動リフトの設置
- ②環境制御装置

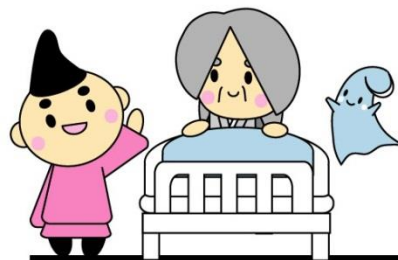
## ●対象者

- ①18 歳以上 65 歳未満の下肢または体幹機能障害 1・2 級の方で移動困難な方。
- ②18 歳以上で四肢体幹機能障害 1・2 級の方。

## ●助成金

①については 100 万円、②については 60 万円を限度として 1 人 1 回に限ります。また、対象者の世帯の所得に応じて自己負担が発生します。

※購入後のご相談は受けられませんので、必ず事前に障害福祉課に相談してください。



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html>

福祉部 障害福祉課  
TEL:82-1111(内線 3213~3216)FAX:82-5157  
Mail:shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp





名 称	重度障害者住宅改修費助成(県)
担当部課	福祉部 障害福祉課(市役所分庁舎 2階)

## ●概要

浴室、便所、台所、手すりの取り付け、床段差の解消、廊下等の改修(アプローチ部分の舗装を含む。)に対して助成します。

## ●対象者

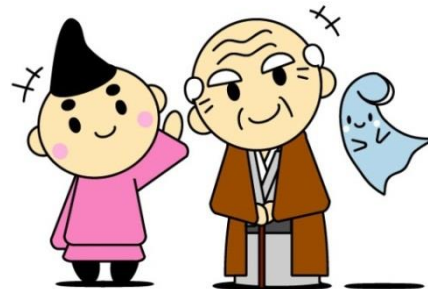
身体障害者手帳1・2級の方、知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下の方。

## ●助成金

・80万円を限度として、一人一回に限ります。また、所得に応じて自己負担が発生します。

※改修または購入後のご相談は受けられませんので、必ず事前に障害福祉課に相談してください。

※新築、増築、老朽化を理由とする改修の場合はこの制度の適用はありません。



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html>

福祉部 障害福祉課  
TEL:82-1111(内線 3213~3216)FAX:82-5157  
Mail:shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	高齢者等居住(バリアフリー)改修に伴う固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課(市役所本庁舎2階)

## ●概要

高齢者等居住改修工事を行った住宅の固定資産税が3分の1減額されます(熱損失防止改修住宅特例と併用できません。なお、都市計画税は減額の対象にはなりません)。

- ・工事完了時期:平成19年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・減額期間:翌年のみ
- ・対象面積:100平方メートルまで

## ●要件(いずれにも該当)

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅で、平成19年4月1日から令和4年3月31日までに高齢者等居住改修工事を施工した住宅(貸家住宅・耐震改修適合住宅特例の対象となっている住宅は除く)
- ②次のいずれかの人が居住
  - (1)65歳以上の人(工事完了の年に65歳になる人を含む)
  - (2)介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている人
  - (3)障害のある人
- ③次の工事で、補助金などを除く1戸当たりの自己負担金が50万円を超えること
  - (1)廊下の拡幅
  - (2)階段の勾配の緩和
  - (3)浴室の改良
  - (4)便所の改良
  - (5)手すりの取り付け
  - (6)床の段差の解消
  - (7)建具の取り替え
  - (8)床の滑り止め化
- ④居住部分が全体の床面積の2分の1以上
- ⑤改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

## ●申告に伴う必要書類

- ①高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅に関する固定資産税減額申告書
- ②納税義務者の住民票(写し)、もしくはマイナンバーカード
- ③建築士、登録住宅性能評価機関などの工事内容を示す証明(工事明細書と写真などの関係書類でも可)
- ④高齢者等居住改修工事に要した費用の領収書の写し
- ⑤補助金交付決定通知書などの写し
- ⑥65歳以上の人(写し)
- ⑦介護保険被保険者証または障害者手帳の写し

## ●申告期限

工事完了から3か月以内

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003737.html>

財務部 資産税課  
TEL:82-1111(内線 2261~2263)FAX:82-1164  
Mail:shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	家具転倒防止金具等取付支援事業
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

地震時に早急な避難が困難な世帯を対象に、寝室や居間などの家具に、転倒防止金具を金具代等の実費のみで取り付けます。

(取り付けは、市が派遣したボランティアが行います。)

## ●対象者

下記のいずれかに該当する世帯が支援の対象となります。

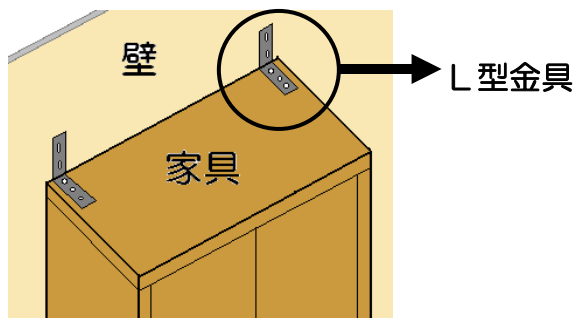
- (1)高齢者(65 歳以上)がいる世帯
- (2)障がい者がいる世帯
- (3)12 歳以下の子どもがいる世帯

## ●費用

取り付けに係る費用は無料です。

但し、金具代は申請者の自己負担となります。

(金具代は、家具 1 台あたり L 字金具 2 個で 1,000 円程度です。)



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008197.html>

都市部 建築指導課

TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377

Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	耐震改修適合住宅に伴う固定資産税の減額制度
担当部課	財務部 資産税課(市役所本庁舎2階)

## ●概要

耐震改修適合住宅工事を行った住宅の固定資産税が2分の1減額されます。なお、改修工事により、認定長期優良住宅となったものは3分の2減額されます(都市計画税は減額の対象にはなりません)。

※通行障害既存耐震不適合住宅で認定長期優良住宅となったものは、1年度目が3分の2、2年度目は2分の1減額されます。

- ・工事完了時期:平成25年1月1日から令和4年3月31日まで
- ・減額期間:翌年のみ ※通行障害既存耐震不適合住宅は2年度分
- ・対象面積:120平方メートルまで

## ●要件(いずれにも該当)

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成25年1月1日から令和4年3月31日までに耐震基準に基づく耐震改修適合住宅工事を施工した住宅
- ②1戸当たりの耐震改修工事費が50万円を超えること

## ●申告に伴う必要書類

- ①耐震改修適合住宅に関する固定資産税減額申告書
- ②改修により、現行の耐震基準に適合した住宅であることの証明書(市長・建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関が証明書を発行)
- ③耐震改修適合住宅工事に要した費用の領収書の写し
- ④長期優良住宅認定通知書(写し)(改修により認定長期優良住宅となったもののみ)

## ●申告期限

工事完了から3か月以内

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/koteishisanzei/1003737.html>

財務部 資産税課  
TEL:82-1111(内線 2261~2263)FAX:82-1164  
Mail:shisanzei@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	木造住宅耐震診断事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に補助金を交付します。

## ●対象者

以下の全てに該当するものに限ります。事前に補助金申請が必要です。

- (1)市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供するもの
- (2)一戸建ての住宅(二世帯住宅を含む)、または店舗兼用住宅(住宅部分 2 分の 1 以上)
- (3)市に登録された耐震診断士が行う耐震診断事業
- (4)昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造建築物
- (5)地階を除く階数が 3 以下で、在来軸組構法、伝統的構法 または 枠組壁構法(ツーバイフォー構法)によるもの

## ●補助金額

耐震診断の補助金額は次のとおりです。

なお、耐震診断費用は建物一棟あたり 99,000 円(税別)の一律金額になります。

事前に補助金申請が必要です。

補助対象者	補助金額	自己負担額	耐震診断費用
高齢者(65歳以上)のひとり暮らし、または高齢者のみで構成されている世帯で、世帯全員の市民税が非課税の世帯	99,000 円	0 円 +99,000 円の 消費税	99,000 円 +99,000 円の 消費税
上記以外の方	73,000 円	26,000 円 +99,000 円の 消費税	99,000 円 +99,000 円の 消費税

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html>

都市部 建築指導課  
TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377  
Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	木造住宅耐震補強事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震補強に補助金を交付します。

## ●対象者

以下の全てに該当するものに限ります。

- (1)補助金を利用し耐震診断が終わった建物の内、上部構造評点が 1.0 未満であるもの
- (2)市に登録された耐震診断士により設計された耐震補強工事であり、工事後の上部構造評点が 1.0 以上であるもの
- (3)市に登録された耐震診断士により工事監理される耐震補強工事であるもの

## ●補助金額

耐震補強工事の補助金額は下記のとおりです。事前に補助金申請が必要です。

補助対象者	補助金額	補助の最大金額
補助金を利用し耐震診断を行った結果、上部構造評点が 1.0 未満の方	耐震補強工事にかかる費用(税別)の 1/2	500,000 円
上記の内、高齢者(65 歳以上)世帯等	上記に 20 万円を加えた額	700,000 円

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html>

都市部 建築指導課  
TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377  
Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



名 称	耐震シェルター設置事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

昭和56年5月31日以前に建築された住宅への耐震シェルター設置工事(一部屋耐震補強)に対して補助金を交付します。

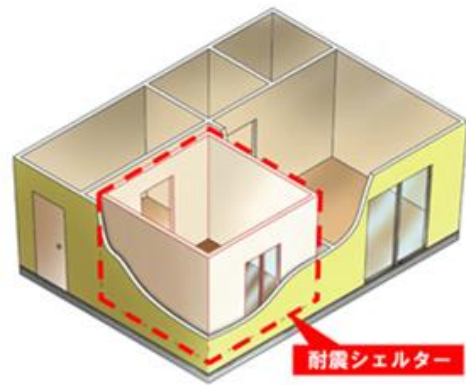
## ●対象者

以下の全てに該当するものに限ります。事前に補助金申請が必要です。

- (1)市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供する旧耐震基準の住宅に継続して居住していること
- (2)耐震診断により倒壊の危険性があると診断されていること

## ●補助金額

設置に要した費用の2分の1以内かつ上限25万円です。



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008195.html>

都市部 建築指導課  
 TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377  
 Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	分譲マンション耐震診断事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3階)

## ●概要

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの耐震診断に補助金を交付します。

## ●補助金利用の条件

以下の全てに該当するものが対象となります。事前に補助金申請が必要です。

- (1)市内に存するものであること。
- (2)住宅部分のうち専有部分の床面積の合計が、延べ面積の過半であること。
- (3)住戸の総数の過半を区分所有者の居住の用に供するものであること。
- (4)昭和56年5月31日以前に建築され、又は建築の工事に着手されたものであること。
- (5)地階を除く階数が3以上であること。
- (6)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
- (7)管理組合の集会において、耐震診断を実施することの決議がされていること。

## ●補助金額

以下の(1)と(2)を比較して、いずれか少ない額が補助額となります。

- (1)耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額
- (2)に区分所有者が居住する住戸の数×30,000円を乗じて得た額



ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008196.html>

都市部 建築指導課  
TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377  
Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp





名 称	避難路沿道建築物耐震診断事業補助金
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

地震で家が倒壊すると、家屋のがれきで避難路を塞ぐ可能性があります。震災時の被害を最小化し、早期復旧を図るためには道路の確保が必要です。そのためには、沿道の耐震化を進め建物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要となります。

茅ヶ崎市では、倒壊時に道路の通行を妨げるおそれのある旧耐震建築物の耐震診断費補助を行っています。

## ●対象者

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された、茅ヶ崎市耐震改修促進計画で定める「地震時に通行を確保すべき道路」沿いの、耐震改修促進法第14条第3号に規定する「通行障害建築物」の所有者(複数の者が共同所有の場合は、所有者全員の承諾が必要になります)。

事前に補助金申請が必要です。

## ●補助金額

耐震診断に要した費用(下表の合計)の額に2/3を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)と限度額(2百万円)の、いずれか低い額となります。

面積区分	基準額
床面積 1,000 m <sup>2</sup> までの部分	3,670 円/m <sup>2</sup>
床面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えて 2,000 m <sup>2</sup> の部分	1,570 円/m <sup>2</sup>
床面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える部分	1,050 円/m <sup>2</sup>

※諸条件はお問い合わせください。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008198.html>

都市部 建築指導課  
TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377  
Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



# リフォーム

名 称	危険ブロック塀等の撤去費補助金
担当部課	都市部 建築指導課(市役所本庁舎 3 階)

## ●概要

避難や緊急車両の通行のための道路の更なる安全性向上と危険なブロック塀の撤去を促進するため、耐震改修促進計画に基づく施策の一環として、危険ブロック塀等の撤去費を補助します。

## ●対象者

ブロック塀等を所有し、市税を滞納していない方

## ●補助金利用の条件

- ・建築基準法第 42 条に定義された道路に接するブロック塀等
- ・道路等からその上端までの高さが 0.8m を超えるものを、0.8m 以下まで撤去するもの
- ・建築基準法第 43 条の許可・認定を受けた道路に接するブロック塀等

(注)その他、詳細の条件あり

## ●補助金利用の条件

(1)～(3)のうち最も低い額

(1)撤去工事の見積額

(2)撤去する塀等の部分の見付面積×6,000 円／平方メートル

(3)上限 20 万円(世帯全ての者が 65 歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは上限 30 万円)

(注)ブロック塀等の面している道路の種類によって、補助金の申請課が異なります。まず、建築指導課にご相談ください。

ホームページ・お問い合わせ先

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008199.html>

都市部 建築指導課

TEL:82-1111(内線 2327、2328)FAX:57-8377

Mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

